

久喜市歯と口腔の健康づくり推進条例（案） に対する意見募集の実施結果

久喜市歯と口腔の健康づくり推進条例（案）に対する意見募集を実施したところ、１件の意見が提出されましたので、意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。

意見提出期間	令和８年６月１日～令和８年６月３０日
意見件数	１人 １件

○提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方等

番号	意見の概要	市の考え方	条例案（計画案）への反映
１	第２条（１）、第３条（１）（２）、第５条に「口腔の健康保持」、「歯科疾患の予防、早期発見・早期治療」とありますが、口腔の健康保持・歯科疾患の予防のために、学校の歯科健診で歯列矯正を勧められる児童・生徒もいます。 ですが、矯正は全て自費で約８０～１００万位かかり、家計への負担がかなり大きいです。 家庭の事情で歯列矯正治療を諦める人も中にはいます。せめて、子ども医療費助成と同じ期間に全額や半額とまではいかなくとも、何割か市から歯列矯正費の援助をしていただけないでしょうか。親の収入によって必要な治療を受けられない子どもを少しでも助けていただけないでしょうか。よろしくお願いいたします。	ご意見をいただきありがとうございます。 学校歯科健診で「歯列・咬合」を指摘され、歯列矯正が必要となった場合で、自費となったときは、経済的な負担が大きいことから、市の支援を望まれるお気持ちは十分理解しております。 国は、令和６年度の診療報酬改定において、学校歯科健診で不正咬合の疑いがあると判断され、歯科医療機関を受診した患者に対して、歯科矯正治療の保険適用の可否を判断するために必要な検査・診断等を行う場合について、保険診療の対象とするなど、受診しやすい環境の整備を進めています。 保険適用外の歯列矯正については、その目的が口腔機能の改善から審美性の向上まで様々であり、公費による支援の対象範囲を設定することが課題となるなど慎重な検討が必要であり、現時点では市独自の助成制度を設けることは難しいと考えております。 ご理解くださいますようお願いいたします。	原案どおり

【問い合わせ】

久喜市健康医療課 健康企画係
電話 0480-22-1111 内線 3422
kenkoiryo@city.kuki.lg.jp